

自動車運転代行業に関する窓口一覧 (平成28年4月1日以降)

平成27年4月1日より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づく国土交通大臣の事務・権限※(標準自動車運転代行業約款の作成を除く)が都道府県知事に移譲されました。

移譲後の北海道の担当部署は以下のとおりです。

都道府県名	担当部課等名	電話番号
北海道	総合政策部 交通政策局 交通企画課 地域交通グループ	011-204-5163
	空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	0126-20-0034
	後志総合振興局 地域創生部 地域政策課	0136-23-1419
	胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課	0143-24-9567
	日高振興局 地域創生部 地域政策課	0146-22-9077
	渡島総合振興局 地域創生部 地域政策課	0138-47-9028
	檜山振興局 地域創生部 地域政策課	0139-52-6481
	上川総合振興局 地域創生部 地域政策課	0166-46-5915
	留萌振興局 地域創生部 地域政策課	0164-42-8425
	宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課	0162-33-2915
	オホーツク総合振興局 地域創生部 地域政策課	0152-41-0623
	十勝総合振興局 地域創生部 地域政策課	0155-26-9022
	釧路総合振興局 地域創生部 地域政策課	0154-43-9143
	根室振興局 地域創生部 地域政策課	0153-23-6817

※ 参考(移譲された事務・権限)

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意 (法第5条第4項)
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意 (法第7条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知の受理 (法第8条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知の受理 (法第9条第3項)
- ・自動車運転代行業約款の届出の受理 (法第13条第3項)
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査 (法第21条第2項)
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理 (法第22条第1項)
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知 (法第22条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令の要請 (法第23条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意 (法第23条第3項)
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意 (法第24条第2項)